

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月18日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第7号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「(同条第1項の規定に基づき介護休暇を取得しているときにあっては、当該介護休暇を取得している回数を減じた回数)」を削り、同条第5項中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に1時間を単位として介護休暇を受けようとする者は、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則第8条第1項本文の規定による届出を当該日前においても行うことができる。

3 前項の規定は、この規則による改正前の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則第7条第3項の規定により介護休暇を受けることができない者が、この規則による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則第7条第3項の規定により介護休暇を受けることができることとなった

ためこれを受けようとする場合について準用する。

(人事委員会事務局調査課)